

会

議

午前10時 0分開議

○議長（土屋 忍君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諮第1号から諮第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（土屋 忍君） 日程により、諮第1号、諮第2号、諮第3号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） おはようございます。

それでは、諮第1号から諮第3号までの3件につきまして、一括してご説明申し上げます。

本件につきましては、いずれも人権擁護委員の候補者の推薦につきまして議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員法第6条第1項の規定により、人権擁護委員は法務大臣が委嘱することとなっております。また、同法第6条第3項で、市町村長は法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推進しなければならない旨を規定しております。

本市住民の中から委嘱されている委員は5人おまして、委員の任期は3年でございます。

最初に、諮第1号でございますが、推薦いたしたい方は、下田市白浜1713番地の2、佐々木一宏さんでございます。生年月日は昭和23年12月25日のお生まれで、年齢は64歳でございます。重任でございます。

佐々木さんは昭和46年3月、東京造形大学美術学部を卒業され、同年4月に下田市立稲梓中学校に奉職されました。以後、下田賀茂地区内の中学校教諭として歴任され、平成21年3月に下田市立稲梓中学校教頭を最後に退職されております。退職後の平成22年10月1日付で人権擁護委員に委嘱され、現在に至っております。

佐々木さんは、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があり、

人権擁護委員として適任者でありますので、重ねて推薦させていただくものでございます。ぜひともご同意くださいますようお願い申し上げます。

次に、諮第2号でございますが、人権擁護委員の候補者として推薦をいたしたい方は、下田市吉佐美1757番地、河井恵美子さんでございます。年齢は昭和32年3月17日生まれの53歳でございます。重任でございます。

河井さんは、昭和52年3月、大垣女子短期大学保健課を卒業され、同年4月、愛知県一宮市内の歯科医院に歯科衛生士として就職されました。昭和57年に東京都目黒区内の歯科医院に歯科衛生士として移られた後、昭和61年9月に同歯科医院を退職され、昭和63年4月から下田市下田市役所健康増進課で非常勤の歯科衛生士として勤務されておられます。平成22年10月1日付で人権擁護委員に委嘱され、現在に至っております。

河井さんは、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があり、人権擁護委員として適任者でありますので、重ねて推薦させていただくものでございます。ぜひともご同意くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、諮第3号でございますが、人権擁護委員の候補者として推薦をいたしたい方は、下田市立野250番地の1、土屋眞理子さんでございます。生年月日は昭和29年9月16日のお生まれで、現在58歳でございます。現職の朝比奈博光委員が本年9月30日をもって任期満了となりますが、委員候補者の推薦基準であります75歳未満という年齢制限により退任されることとなりますので、その後任として土屋さんを人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会のご意見を求めるものでございます。

土屋さんは昭和48年3月、静岡県立稲取高等学校を卒業され、同年4月、日本電信電話公社に奉職されました。その後、日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社など、会社の組織経営形態の変遷に合わせて静岡市、沼津市などの支社、支店等に勤務の後、平成20年6月に退職され、現在無職でございます。

土屋さんは、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があり、人権擁護委員として適任者でありますので、推薦させていただくものでございます。ぜひともご同意くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

まず、諮第1号に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

次に、諮第2号に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、諮第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

次に、諮第3号に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり適任とすることにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、諮第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

◎議第37号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により議題37号 監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により高橋富代議員の退席を求めます。

〔10番 高橋富代君退席〕

○議長（土屋 忍君） 当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） それでは、議第37号 監査委員の選任についてにつきましてご説明申し上げます。

初めに、本議案の提出の根拠規定でございますが、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして議会の同意を求めるものでございます。

この地方自治法第196条第1項の規定と申しますのは、監査委員は普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた識見を有する者の及び議員のうちからこれを選任するものというものでございます。

次に、提案理由でございますが、議員のうちから選任されておりました監査委員から、本年5月31日付をもちまして、一身上の理由により退職願が提出されたため、地方自治法第198条の規定により、市長がこれを承認し、議員のうちから新たに監査委員を選任いたすものでございます。

次に、選任いたしたい方でございますが、下田市一丁目20番7号の高橋富代さんでございます。生年月日は昭和38年11月13日生まれの49歳でございます。高橋さんの主な公職歴でございますが、平成11年4月に下田市議会議員に初当選以来、現在で3期目でございます。この間、平成19年5月から平成21年5月まで総務文教常任委員会副委員長、平成21年5月から平成23年4月まで総務文教常任委員会委員長、平成23年5月から平成25年5月まで下田市議会副議長の要職をそれぞれ歴任され、さらに、平成25年5月から産業厚生常任委員会副委員長の要職に就任されておられます。また、平成12年及び平成19年から平成22年までの各9月市議会定例会での決算審査におきまして、決算審査特別委員会委員を歴任されており、監査委員として適任者であると確信しているものでございます。

以上のことから、高橋富代さんを監査委員として、ぜひとも皆様のご同意をいただきますよう、お願いを申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思っております。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第37号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで高橋富代議員の入場をお願いいたします。

〔10番 高橋富代君着席〕

◎議第38号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第38号 認定こども園建設工事（建築）請負契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） それでは、議第38号 認定こども園建設工事（建築）請負契約の締結についてをご説明をさせていただきます。

議案件名簿の5ページをお願いいたします。

認定こども園建設工事（建築）請負契約につきましては、国の平成24年度補正予算の成立により、3月定例議会において建設にかかわる経費5億1,220万円を前倒し計上し、補正予算の議決をいただき、全額繰り越しとさせていただいたものでございます。

認定こども園の建設工事につきましては、受注機会の増加等のために分離発注の要望もありまして、建築・電気設備、給排水・衛生設備、空調設備に分けて発注することとしております。そのうち建築工事の契約金額が3億3,915万円となるもので、議会の議決に付すべき

契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める契約案件に該当するものでございます。

契約の方法につきましては、制限つき一般競争入札でございます。契約の相手方につきましては、静岡県下田市中411番地の1、河津建設株式会社代表取締役、河津市元さんとなるものでございます。

制限つき一般競争入札の参加資格につきましては、当市の入札参加審査を受けている者のうち、熱海市、下田市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、三島市、田方郡函南町、賀茂郡内5町のいずれかの市町に主たる営業所、こちらは本社または本店でございますが、主たる営業所を有する業者で、建設業法に基づいた建設工事に係る特定建設業の許可を有し、建築一式工事に係る総合評定通知書、こちらの審査基準日が平成23年11月11日以降のものでございますが、その総合評定値が780点以上であること。また、平成15年度以降に国または地方公共団体が発注した請負代金が1件につき1億円以上の工事を元請として施工した実績を有すること等を入札参加資格といたしまして、制限つき一般競争入札執行公告を行い、期限までに6社の申請がありまして、全てが入札参加資格に適合したため、6月10日に入札を行ったものでございます。

続きまして、条例改正関係等説明資料をお願いいたします。

1ページをお開きいただきたいと思います。

工事概要につきましては、敷地面積が3,780平方メートル、建築面積につきましては、アプローチ、倉庫等を含め1,074.21平方メートル、延べ床面積は1,734.86平方メートルです。構造は鉄骨づくり2階建てで、整備概要につきましては、保育室が8室、予備室2室、遊戯室が1室、その他、職員室、相談室、調理室、エレベーター等となっております。また、定員でございますが、長時間児が90人、短時間児121人、合計で211人としております。工期につきましては、仮契約書におきまして2月28日までとしているものでございます。

また、添付資料といたしまして、配置図、それから、1階、2階平面図、立面図、後ろのページにつけてございますので、ご覧いただきたいと思います。

なお、電気設備、給排水・衛生設備、空調設備につきましては、7月3日に指名競争入札を予定しているところでございます。

大変雑駁なご説明でございましたが、議第38号 認定こども園建設工事（建築）請負契約の締結についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第38号 認定こども園建設工事（建築）請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第39号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第39号 下田市子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） それでは、議第39号 下田市子ども・子育て会議条例の制定についてご説明をさせていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の6ページ、議案のかがみをお開きいただきたいと思います。

議第39号 下田市子ども・子育て会議条例を、別紙7ページから8ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、平成24年8月に子ども・子育て支援法が制定されたことに伴い、

下田市子ども・子育て会議を設置するための条例を制定するものでございます。

子ども・子育て支援法の目的につきましては、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法、その他の子供に関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付、その他の子供及び子供を養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子供が健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とするとされているものでございます。

子ども・子育て支援法につきましては、施行期日につきましては、平成27年度と見込まれておりますが、子ども・子育て会議等の規定につきましては、平成25年4月1日から施行されているものでございます。

それでは、条例等説明資料7ページからをご覧くださいと思います。

条例の逐条解説でございます。

第1条、趣旨は、この条例の趣旨を定めるもので、根拠法令を示し、それに基づき、下田市子ども・子育て会議に関し、必要な事項を定めるとしているものです。

子ども・子育て支援法におきましては、第72条で、内閣府に、子ども・子育て会議を置く規定されており、さらに、第77条第1項で、市町村は、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする、地方版の子ども・子育て会議の設置努力義務が規定されており、同条第3項におきまして、合議制の機関の組織及び運営に関し、必要な事項は市町村の条例で定めるとされているものでございます。

次のページをお願いいたします。

第2条は、本会議の所掌事務を定めるものでございます。法律の第77条第1項第1号から第4号に対応する条文でございます。法律では、条例で地方版子ども・子育て会議を設置した場合には、全市町村に策定が義務づけられております市町村子ども・子育て支援事業計画を策定、変更する際や市町村が特定教育・保育施設、こちらにつきましては認定こども園、幼稚園、保育所でございますが、そちらの利用定員の設定、それから、特定地域型保育事業、この特定地域型保育事業というものにつきましては、家庭的保育、こちら利用定員が5人以下で、小規模保育、こちらは利用定員が6人から19人以下と、それから、居宅訪問型保育、これは保育ママというものでございます。それから、事業所内保育、こういったものを含めまして特定地域型保育事業と言っているものでございますが、こちらの利用定員を設定する際は、この会議の意見を聞かなければならないと定められているものでございます。

また、同会議におきましては、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的

かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議することとされているものでございます。

また、法律に規定されております第1号から第4号に加えまして、子育て支援事業に関連する児童福祉、母子福祉、母子保健等についても調査審議できることを規定したものでございます。

第3条、組織等につきましては、本会議の委員について定めるもので、第1項で委員の人数及びその構成を定め、第2項におきましては委員のうち、市民委員について人数と公募によることを定めるものです。

次のページをお願いいたします。

第4条、委員の任期でございますが、事業計画の策定から計画の進行管理、また、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検、評価、見直しを行っていただくため、任期は2年間と定めるものでございます。

第5条、会長等は、本会議の会長及び副会長の選任方法及び職務をそれぞれ定めるものでございます。

第6条、会議は、本会議の進行について定めるものでございます。

第7条、庶務は、本会議の庶務を学校教育課で担当すると定めるものでございます。

第8条、委任は、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、子ども・子育て会議に諮って定めるとしたものでございます。

お手数でございますが、議案件名簿の8ページにお戻りください。

附則第1項でございますけれども、この条例の根拠法令となります子ども・子育て支援法の、子ども・子育て会議等が規定されております第7条につきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成25年4月1日から施行されておりますので、公布の日から施行するものでございます。

附則の第2項につきましては、第6条第1項で、会議は会長が招集するものと規定されておりますが、最初の会議でございますので、市長が招集すると規定させていただいたものでございます。

以上、大変雑駁なご説明でございますが、下田市子ども・子育て会議条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

○3番（伊藤英雄君） 第2条のところで、特定教育、これは先ほどの説明ですと、認定こども園、幼稚園、保育所等を指すよと、それから、4号の特定地域型保育事業については5人以下の少人数で、保育ママ、あるいは事業所保育を指すよと。そうしますと、保育ママは私の知る限り下田ではないんですが、事業所で保育をやっているところは既に下田市でもあるんですけれども、ここの定員を、現在どういう定員でやっているか知らないけれども、ここの定員もこの子育て会議で行うということですかね。それで、実態として不都合、あるいは監督機関のようなことになるんですかね、位置づけとしては。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） こちらで定めておりますのが、その幼稚園、保育所、認定こども園の定員を決める際、また、その特定地域型保育事業等の定員を設定する際については、この会議の意見を聞かなければならないという規定でございます。こちらにつきまして、保育ママにつきましては、現在のところ、市のほうでは未実施というようなところでございます。こちらのその規定につきましては、平成27年度から法律が施行されるというようなところでございまして、今後、平成27年度以降に、こういった保育事業ですね、こういった事業を始める際に、この会議の意見を聞くということでございます。

また、今年度、実は計画を策定する前段階で、ニーズ調査というものの予算をいただいているところございまして、こちらのニーズ調査に基づいて、やはり各地区、各地域といいますか、そちらのいわゆる保育所、保育の関係のいわゆる需要と供給のバランスですとか、そういったものを含めて検討しながら、こちらの意見を聞いていくというような形になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） そうしますと、27年度からということなんで、今後の話だよということで理解をしました。その場合、今後は例えば事業所なりで保育、預かり保育等、今もやっているところもあるんですけれども、社員の子供を預かる、職員の子供を預かるというときには、届け出義務とか何かどこかで規定されているんですかね。例えば市の教育委員会なり何なり、この子育て会議を所掌するところに事業所内で保育施設を設ける場合には届けなければならないと、こういう義務規定がどこかの法律にあるのかどうかということが1点と、もう1点は、この子育て会議という、下田市子ども・子育て会議というのは、常設で常に定

期的に、例えば月に1回とか会合を持たれるのか、必要に応じて会合を持つようになるのか、現在どのように考えておられますか。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 今度の新しい、この子ども・子育て支援ということでございまして、あらゆるお子様に対して給付を行うというようなことがございますので、また新たにこういった事業所なり保育所、施設を開設するという場合には、市のほうで認可をするという形になってこようかと思えます。その際に、やはりこういった会議の意見を聞くというような形になろうかと思えます。

今後、会議の進め方でございますけれども、やはり今後、計画を策定しなければならないということでございますので、定例的に開催をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 3番、3回目です。

○3番（伊藤英雄君） 大分わかってきました。

最後の質問ですが、これで市に認可申請をして、認可を受けてやるんですが、その認可を受けてやる側の申請する側にとって、こういうことをやるメリットというのは何かあるんですかね。つまり、自分らで保育士さん雇って、それで職員への福利厚生で単独でやっているのに比べて、市に認可申請をして、今度こういう単独の制度を受けるということについて、その事業所側のメリット、あるいはというようなものはあるんですかね。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 今後、市町村が認定を行うということで、そういった形で給付が行われるということになろうかと思えます。

〔「給付の流れを教えて」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（土屋 仁君） 給付ですから、例えば施設に対する運営費といいますか委託費といいますか、そういったものを交付するというような形になろうかと思えます。今現在、そういった事業所内保育等については、そういった交付はうちのほうを通じても行われておりませんので、今後はやはりあらゆるお子様に対しての支援というような形で、そういうことが行われていくということでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑ありますか。

5番。

○5番（鈴木 敬君） 基本的なことをちょっと教えていただきたいんですが、この子ども・子育て会議の子供というのは、基本的に何歳から何歳までを想定しているのかというのが1点と、もう1点は、子育て会議を常設して設置するという場合に、子育て会議と教育委員会との関係、関連というのはどのような形になるのか、2点お聞きします。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） こちらのまず最初のご質問でございますけれども、子ども・子育て支援法でいいますところの子供につきましては、いわゆる18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者ということでございますので、ですから、18歳、はい、というのが子供ということでございます。

教育委員会ということでございますけれども、実際に、こういった子ども・子育て支援につきましても、市長部局の事務というような形になるかと思いますが、実際に現在、実際事務を行っております子育て関係、保育所等を含めまして、市長の事務を補助執行しているというような形で教育委員会の学校教育課が事務を執行していることでございますので、今後もそういった形で事務の補助執行といった手続をとりまして、教育委員会の中の学校教育課が所管するというような形で考えているところでございます。

○議長（土屋 忍君） 5番。

○5番（鈴木 敬君） 今の、今までの伊藤議員の質問なんかにおいても、特にこの保育というのか、そこら辺のところはいろいろ質問、問題になっているのかなと思いますが、18歳までということになると学校教育ですよ。小学校、中学校の学校教育についても、子ども・子育て会議が何らかの形のイニシアチブというか、何らかの形で会議をしていくというふうなことになる、じゃ、教育委員会どうなのかという、教育委員会というのは、それこそ保育からずっと学校教育までを教育委員会が今までの管掌というんですか、いろいろ中心になってやってきたはずなんです、それとの関連を今、聞いたら、子育て会議は教育委員じゃなくて学校教育課のほうだというふうなことで、学校教育課は教育委員会の中にあると思うんですが、そこら辺の関連がいまいちよくわからないということがあります。そこら辺について、もうちょっと整理して、学校教育について子ども・子育て会議が15人からの人数でやるというふうなことになる、教育委員会は5人ですよ。そこら辺でどうなのかというふうな問題がありますので、ちょっと整理してお答えいただきたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） すみません、こちらも子ども・子育て支援法で定義しており

ます、その子供については18歳までということですが、こちらの要は子ども・子育て支援法におきましては、やはり就学前の子供たちのことがやはりメインになってこようかと思えます。やはり要は教育・保育に対する給付につきましても、小学校就学前の子供というようなことございまして、また、市町村で行う子ども・子育て支援事業ですか、こちらにつきましても放課後児童クラブ等の学童保育、そういったものも含んではおりますけれども、やはりそこまでの子供に対する支援というようなことが主な内容になっているところがございますので、学校教育の部分とは、そうですね、ちょっと違うというような形でご理解をいただければと思うんですが、すみません。

○議長（土屋 忍君） 5番。

○5番（鈴木 敬君） 一応子供の概念としては18歳までを子供として対象にするけれども、子ども・子育て会議は、その中でも特に保育に重点的にいろいろ子ども・子育て会議として会議をしていくというふうなことで、学校教育全般に関して子ども・子育て会議がいろいろ関与していくという、特に小学校、中学校の学校教育に関して積極的に関与していくということではないというふうなご説明として受けとめてよろしいのでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） ええ、あくまでも子ども・子育て会議につきましても、やはり子ども・子育ての支援事業計画を策定する際にご意見をお伺いするというようなことございまして、やはり就学前児童の学校教育、また、保育等について計画を策定していくというような部分が主な形になってきますので、学校教育の部分とは異なっているということでご理解をいただいて結構だと思います。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番（沢登英信君） 25年4月1日施行で、この子ども・子育て会議条例を設定をして、この27年の施行に、ここの部分の計画をつくろうと、こういうことではないかと思えますが、そういう理解で、まずよろしいかというのを1点お尋ねしたい。

それから、この子ども・子育て支援法の案文によりますと、この会議は合議制の機関だと、こういう規定がございます。条例規定は第6条ですか、子ども・子育て会議の会議の議事は、出席者の過半数だと、出席者の過半数というのは、これは合議制ではないと。合議制というのは議論をして、意見の一致をもって決定をしていくと、こういうぐあいに私は理解をいた

しますが、過半数のような規定がどうしてここに、合議制の機関に出てくるのでしょうか。その点が2点目の質問であります。

それから、3点目の質問は、伊藤議員からもございました、第2条の問題でありますけれども、この子育てが多くのところ待機児童がいると、民営化することによって、この待機児童を解消をしようと、こういう意図がこの法律のこの背景にあらうかと思うわけでありませう。

したがいまして、本来、公的機関が担うべき子育てを株式会社によらせようかと、こういう考えのもとに裏があるんじゃないかと、こういうような理解を私はしているわけでありませうが、そういう形の中で特に特定地域型保育事業と、これは現在、4種類ほどご説明いただきましたが、下田市でどういう現状になっているのかと、そして、27年度に向けてどういふぐあいにこの議論がされることになるだろうかと。下田市の現状からいきますと、入れない子供が多数いるというような現状はなかなかないんだらうとは思いますが、一方で、お母さんが公立の幼稚園、あるいは保育園に預けて、さらに近所のお母さんに保育を頼まざるを得ないと、一定期間はですね、そういう現状も一方ではあらうかと思うわけでありませう。そういう現状に、この特定地域保育事業はどのようにお母さん方、あるいは親の子供の権利を保障できるような事業展開ができるのかという点からのご質問を3点目としてしたいと思ひませう。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） まず、第1点目でございますが、子ども・子育て支援事業計画でございますが、こちらにつきましては、平成27年度からの5カ年の計画を策定するものでございます。こちらにつきましては、やはり国の基本方針というのが多分、恐らくこの7月ぐらいには出てこようかと思ひませうので、そちらの基本方針を踏まえまして、やはり地域での子ども・子育てに関するニーズ、そういったものを把握しまして、その事業の見込みでありますとか提供体制の確保とかというものを定めるというような形になってございます。こちらにつきましては、あらかじめ県の協議が必要となっているというようなことでございませう、恐らく来年度の秋ぐらいには県へ協議をしなければならないというような状況になるらうかと思ひませう。

それから、会議での合議制として、合議制の会議ではないよというようなご質問でございますが、会議につきましては出席者の過半数で決するというようなところでございませう、

可否同数の場合には議長が決するというようなことでございますので、こちらについて、そういう面で合議制というように形で理解しているところでございます。

[発言する者あり]

○学校教育課長（土屋 仁君） それから、今現在のいわゆる特定地域型保育事業の実態というようにございませけれども、今現在、市内で家庭的保育でありますとか保育ママとか、小規模保育については実施しているところはございません。ある程度、事業所内保育といったものがあるかと思いますが、今後やはりそういったニーズを、先ほど申し上げましたとおり、今年度ニーズ調査を行う予算をいただいておりますので、そちらでそういったものの需要のニーズ等を調査して、それから、もしそういった認可の要望がありましたら、また子育て支援会議に諮るといったようなことで進めるような状況になっております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 7番。

○7番（沢登英信君） わかりました。

ただ、この1点だけ、合議制の第6条は、私、課長の説明では理解が得られませんので、恐らくこの条例をつくる国はひな形を出しているんじゃないかと思うわけです。今議会にそのひな形を出していただきたいと、このような過半数規定のひな形になっているのか。合議制という物事の考え方と全く違う条例になっているという場合に私は思うわけです。この点はきちんと法の趣旨に合っていないわけですから、法の趣旨に合うように合議制の内容の規定にこれは改正すべきだと、こう思うわけです。恐らく参考にしたものがあるかと思うので、その規定がどうなっているのか、議会に明らかにしていただきたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 質疑のほうはよろしいですか。

[発言する者あり]

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） すみません、合議制、今回こちらの子ども・子育て会議におきましては、意見を聞くというようにございませ。そちらの内容について合議制というように法律で定められているところございませますが、すみませ、ちょっとこちら法律のほうでは、国のその子ども・子育て会議の規定があるわけございませけれども、ちょっとそちらのほうには、そういった規定はございませんで、また、すみませ、資料等を探しまして提出させていただきます。すみません。

[発言する者あり]

○議長（土屋 忍君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第39号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第40号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第40号 下田市防犯まちづくり条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） それでは、議第40号 下田市防犯まちづくり条例の制定についてをご説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案件名簿の9ページから11ページをお開き願います。

9ページは議案のかがみでございます。下田市防犯まちづくり条例の制定についてを、10ページから11ページの内容のとおり制定させていただくものでございます。

提案理由につきましては、市民等が安心して暮らすことができるよう、地域協働で犯罪のない安全安心なまちづくりを実現するためであります。

条例の内容につきましては、条例改正関係等説明資料で説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、資料の11ページから13ページをお開き願います。

まず、第1条において、その目的を規定してございます。

目的は、「犯罪のない安全で安心して暮らすことのできるまちづくりに関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者等の役割を明らかにし、防犯に対する意識の向上を図るとともに、協働して犯罪の防止に取り組むことにより、安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。」と規定しております。

次に、第2条において、用語の定義を規定してございます。

市民、自治会等及び事業者等について記載のとおり、定義をしてございます。

次に、第3条において、防犯まちづくりにおける基本理念を規定してございます。

基本理念は、人とのつながりを大事にして、ともに支え合う意識と、市、市民、自治会等及び事業者等の役割分担による協働のもとに一体となって推進されなければならないとしております。

次に、第4条においては、第3条で規定をいたしました基本理念に基づきまして、市の役割を規定してございます。

第1項は、4つの号を立てまして、第1号では、広報、啓発について、第2号につきましては、地域防犯活動への支援について、第3号につきましては、公共施設の整備について、第4号につきましては、推進するために必要な事項についてを示してございます。

なお、必要な事項には学校における児童生徒の安全確保等が含まれるものでございます。

第2項は、施策の実施に当たり、警察その他の関係機関との連携を図るものとしております。

次に、第5条においては、第3条で規定している市の防犯まちづくりにおける基本理念に基づいて、市民の役割を規定してございます。

次に、第6条においては、第3条の基本理念に基づいて、自治会等の役割を規定してございます。

次に、第7条におきましては、第3条の基本理念に基づいて、事業者等の役割を規定しております。

次に、第8条につきましては、防犯まちづくりを推進するに当たり、犯罪に巻き込まれやすい対象である子供、高齢者、女性等への配慮を定め、重要事項として明記をしたものでございます。

次に、9条は、委任事項を定めております。

最後に、議案件名簿の11ページに戻っていただきまして、附則でございます。

附則で施行期日を指定しております。施行期日は、公布の日から施行するとするものでございます。

以上で、議第40号 下田市防犯まちづくり条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前10時55分休憩

午前11時 5分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

本案に対する質疑を許します。

9番。

○9番（大黒孝行君） 久しぶりなもんで戸惑っておりますが、大変課長の親切な、丁寧な説明を受けて、おおむねわかるんですが、一読したときに大変な違和感を持って見たもんで、この条例が近隣、その他、全国的にどれぐらいのこういう趣旨の条例があるかどうか、委員会でまた慎重に審議しますもんで、委員会の資料のために、それを用意をしてください。

それから、この必要性の根拠は何であったのかということは今ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） 1点目の委員会のほうへの資料ということもお出ししますけれども、一応全国的な取り組み、条例制定につきましては、全国では86%の自治体が、この平成25年4月1日現在制定をされているということでございます。それから、県内におきましては94.3%の制定率ということでございます。委員会のほうで、また市町の状況についてはお出しをさせていただきます。

それから、2点目の趣旨でございますが、近年、街頭の犯罪や振り込め詐欺、こういうものが非常に多くて、これは全国的にそういう傾向がございます。後を絶たない。犯罪は悪質巧妙化しているところに鑑みて、今後は地域社会における防犯機能の充実強化が重要だということで、全国的にこういう条例をつくって、市民が安心して暮らすことができるよう、地域協働で犯罪のない安心・安全なまちづくりを実現するため、条例に取り組むという趣旨でございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

7番。

○7番（沢登英信君） 大黒議員と同じように、今なぜこのような条例かと、こういうぐあいに思うわけです。

第1条で、基本理念を定めて、精神条例かと、こういうぐあいにも思えるわけでありまして。具体的に、それぞれ市や事業者や理念的なことが定めてはあるわけですが、この方々が具体的に何をどうするのかという点が、これを読んでもなかなか理解が進まない。基本理念であるから、そうであるのかと、あるいはそうしますと、これに伴う具体的な何々をせよというような施行令的なものが出てくるのか、規則が出てくるのかというような思いもするわけです。

やはりこのような点は、一律に条例や法律で定めていいものなのかと、こういう疑問も一方では持っているわけでありますので、かえってこの行き過ぎた形になる可能性というのは、この条例を定めたことによって起きないのかと、こういう心配もせざるを得ませんので、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） 一応、沢登議員のご質問、確かにこれ理念条例でございまして、全国も同様のような条例、また、県、市町だけではなくて、それぞれの県のほうも条例をひいているようでございます。静岡県のほうも県条例で同様な趣旨で、県につきましては、例えばですけれども、建物、こういうものについても努力義務ということで建物の構造も防犯上、機能を向上するようなもの、建物事業者等についてはそういう取り組みもしてほしいであるとか、あるいは犯罪の誘発しやすい店舗等についても、そういう県の条例の中では方向性を示して事業者の努力義務ということで、そういう部分にも配慮してほしいということで条例で、県条例でも建築基準法等の部分にも関与して、配慮条例ということで規定している条文もございます。したがって、全体的に配慮を促すことで一体となった取り組みをするということです。

また、ご存じのように県のほうでも防犯の責任者の活動支援事業等も展開しておりまして、静岡県の制定しております防犯まちづくり条例においては、事業者ごとに防犯責任者を設置するよう努力義務を規定してございます。これらの条例を受けまして、事業所を対象とした防犯責任者専用セミナー等、中・西部で毎年開催しているという報告も受けております。

それから、防犯の担当者会議も年に1回ございまして、私も5月に行ってきたして、その中で特に行政のほうと一体となって連携したいというお話の1つに、静岡県も全国の流れと同様で、振り込め詐欺の多発が非常に多いと、24年度は3億4,000万円の被害があったという報告もあります。空き巣侵入犯ですね、これの増加傾向も多いと、未公開株のたぐみな勧誘等も多いと、アポ電、いわゆる振り込め詐欺の犯罪も後を絶たないと、こういうことについても市町の協力を得て、同報無線で情報が入った時点で即時対応、こういうことが非常に効果があるんだというようなことで協力をしてほしいというお話もございまして、先週も、これに同様の依頼が下田署のほうからございまして、同報無線をかけて周知をしたというようなこともありますので、そういう部分では、この条例の趣旨の一部としてはお互いに連携をすると、事業所も含めて、あるいは学校の関係も含めまして、今後そういうものに取り組むように、この条例の制定を機に考えているところでございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 7番。

○7番（沢登英信君） この条例の制定の意義は、今日の振り込め詐欺だとか空き巣だとか、そういうことで協力体制をつくっていくんだと説明はわかりましたが、既に暴力団に事務所を貸せない、あるいは白浜海水浴場における違法販売をする業者がうちを借りると、こういう現実はあるわけですね。そういうものは既に、このまちづくり条例がなくても一定の対応ができるんじゃないかと思うんです、法的には。むしろ、こういうまちづくり条例をつくって、そういう下田に現実に起きている対応、問題にどう対応できるのか、このような思いもあります。その点、このまちづくり条例が具体的にそういうものに対応する、できる可能性があるのかどうなのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） この条例は、先ほど来申し上げておりますように、安心・安全なまちづくりを協働でつくっていこうという趣旨でございまして、条例のほうでもその部分につきましても、第8条で、防犯まちづくりを推進するに当たり、犯罪に巻き込まれやすい対象である子供、高齢者、女性への配慮を定めることで、特にここに特記をさせて、重要事項として規定をして、こういうところに、いわゆる弱い方については地域挙げて、また、行政、自治体も、あるいは警察のほうもそういう部分では配慮しましょうよというようなことで取り組むというところが、この条例の趣旨でございまして、具体的には特に高齢者、これは先ほど言った、そういう振り込め詐欺、それから、子供につきましても地域で登下校の問題等もございまして。あるいは小さな子供たちが夕方帰るといようなことも、地域で声かけで、あるいは見守りましょうといようなことで、全体にそういう理念を浸透させて、より安全・安心なまちを目指しましょうと、まちづくりを目指しましょうという趣旨でございまして、白浜の問題のようなものにつきましても別の条例、あるいは他の法律での対処ということでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第40号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第41号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第41号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） 議第41号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案件名簿の12ページ及びあわせて説明資料の14ページ、15ページをお開きください。

では最初に、本議案の提案理由でございますが、下田市国民健康保険税の制定に係る税率等の改正及び地方税法の一部改正に伴う条文の整備をするためでございます。

それでは、改正の条文に沿って、改正の内容をご説明いたします。

議案件名簿、次のページ、13ページをお開きください。

それでは、改正の各条文についてご説明いたします。

なお、かぎ括弧、括弧は省略して説明をさせていただきます。

第2条第3項及び第4項中「及び資産割額」を削るとするものです。これは、国民健康保険税の後期分、介護分に係る資産割をなくすことにするものです。

次に、第5条の2第1号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する被保険者が属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において『特定月』という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。）」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）」を加え、同条に次の1号を加えます。

第3号、特定継続世帯1万5,450円とするものです。ここは、例えば夫婦の一方が75歳になり、後期高齢者医療に加入し、もう一方の方が国保に残った場合の平等割の軽減期間を5年から8年に延長するものです。5年間は2分の1、6年目から4分の1の軽減とするものです。

次に、第6条中「100分の1.8」を「100分の2.2」に改めます。

次に、第7条を削除します。

第7条の2中「8,000円」を「9,600円」に改めます。

第7条の3第1号中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同条に次の1号を加えます。

第3号、特定継続世帯4,575円とするものです。

この以上の3つは、後期高齢者医療の支援分に係る所得割の率及び均等割額を改定し、平等割の軽減延長に応じた改定となります。

次に、第8条中「100分の1.4」を「100分の1.8」に改めます。

次に、第9条を削除します。

第9条の2中「1万900円」を「1万2,000円」に改めます。

この2つは、介護納付金に係る所得割の率及び均等割額を改定するものです。

次に、7割軽減、5割軽減、2割軽減に係る条項をご説明いたします。

まず、第23条第1号イ（ア）中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加えます。

（ウ）特定継続世帯1万815円。

次の14ページをお開きください。

第23条第1号ウ中「5,600円」を「6,700円」に改め、同号エ（ア）中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号エに次のように加えます。

（ウ）特定継続世帯3,203円。

第23条第1号オ中「7,630円」を「8,400円」に改め、同条第2号イ（ア）中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加えます。

（ウ）特定継続世帯7,725円。

第23条第2号ウ中「4,000円」を「4,800円」に改め、同号エ（ア）中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号エに次のように加えます。

（ウ）特定継続世帯2,288円。

第23条第2号オ中「5,450円」を「6,000円」に改め、同条第3号イ（ア）中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加えます。

（ウ）特定継続世帯3,090円。

第23条第3号ウ中「1,600円」を「1,920円」に改め、同号エ（ア）中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号エに次のように加えます。

（ウ）特定継続世帯915円。

第23条第3号オ中「2,180円」を「2,400円」に改めるものです。

第23条第1号は、7割軽減の条項でございます。第23条第2号は、5割軽減の条項となります。第23条第3号は、2割軽減の条項となっており、それぞれの軽減額となっております。

次に、附則第16項中「第44条の2第3項」を「第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改めるものです。これは関係法律の改正に伴い、条文の整合性を図るものです。

次に、議案の説明資料をご覧ください。

説明資料の14ページから21ページにかけて、改正前と改正後の比較を記載してございます。改正前は左ページに、改正後を右ページに、条文の比較が載せてございます。

説明資料14ページ、15ページをご覧ください。

まず、上段、第2条第3項及び第4項が、後期及び介護の資産割をなくす条文となります。

中段、第5条の2第1号及び第3号を改定しますが、これは同一世帯の国保被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、国保加入者が1人の世帯になる人は、保険税の平等割が2分の1に、6年目から4分の1に軽減される条項となります。

第7条の3、第23条の各号にも同様の規定として改定してございます。

下の第6条は、後期高齢者支援金の所得割を改定する条項です。

一番下の第7条は、後期支援金の資産割を削除する条項となります。

次の16ページ、17ページをお開きください。

第7条の2は、均等割の改定、第7条の3は、高齢者医療制度にかかわる軽減を延長するものでございます。

第8条は、介護納付金の所得割を改定する条項となります。

第9条は、介護納付金の資産割を削除する条項となります。第9条の2は均等割を改定する条項となります。

第23条の第1号が16ページ、17ページ、そして、次のページの18、19ページにかけて記述してございます。第1号は7割軽減の医療分、後期分、介護分の条文となります。第2号は5割軽減、第3号は2割軽減の条文となっております。

20ページ、21ページをお開きください。

附則第16項は、関係法律の改正に伴い条文の整合性を図るものでございます。

すみません。議案件名簿の14ページにお戻りください。

次に、附則をご説明いたします。

第1項の施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第16項の改

正規定は、平成26年1月1日から施行する。

第2項、第3項は、適用区分でございます。

第2項、次項に定めるものを除き、改正後の下田市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第3項は、新条例附則第16項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

改正内容は以上のとおりでございます。

そのほかの説明資料といたしまして、説明資料の22ページから33ページに資料を添付してございますので、ご参考にしていただければと存じます。

なお、この改定について説明資料22ページに添付してありますとおり、下田市国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

以上で、議第41号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

14番。

○14番（大川敏雄君） 今回の国保税の改正は、平均で2.05%引き上げと、こういうことに相なるんですが、ご承知のとおり、去年は4.96%引き上げました。これが内容は、平成24年度の場合は、いわゆる応能、応益で分けますと、応益の分ですね、均等割を5,700円引き上げて4万4,200円、あるいは限度額を73万から77万に引き上げて、4万円上げたわけでありまして。そういうようなことで平成24年度は財源の、この国保税の増額によって約3,800万ぐらい予想したんです。本年は見ますと応能の部分、この部分におきまして所得割を増やして資産割を減らすと、これが特徴点です。そして、均等割は昨年よりは低いんですが2,700円ばかりは上げまじょうと、こういう内容です。

そこで、その内容に対して若干この概要の資料を見て質問したいんですが、今回のこの基本方針の特徴を今、述べましたけれども、資産割の軽減を図り、軽減分を所得割及び均等割に補うと、こういうことで相なっているんですが、その理由として、2つばかり挙げております。

まず1点目は、その理由として、後期高齢者支援金及び介護納付金の資産割を県内各市町

の状況を踏まえて軽減をすると、いわゆる各市町の状況を見て、どうも下田市は高いから、今回資産割を見まじょうと、調整しよう、こういうのが1点目の理由です。

2点目の理由といたしましては、ここに書いてありますが、無収入者、あるいは年金収入の方の割合が高くなっていると、加入者の構成を踏まえている、そういう状況になっているので、資産割に対する負担感が増えていると、こういう2つの理由から、いわゆる資産割を減らして、そして、所得割を増やそうと、こういうことに相なるわけですが、そこで課長さんにお尋ねしたいんです。あなたのつくった資料の一番お尻、33ページ見てください、33ページ、縦型で、これの医療分は今回は凍結したから、これは増えない。しかし、支援、いわゆる後期高齢者の支援金、これは今回、下田市は8%から0%にしました。これを特に近隣の市町、東伊豆か西伊豆見てください。これと比較して大きな差が出てきちゃっているんですね。

それから、今度はその下の介護納付金、確かに都市部におきましては、この資産割はないんですが、今、述べましたように、この周辺のまちは非常に資産割に頼っているわけです。これが現状なんです。

そこで、今回それぞれを8%をすべてゼロにすると、こういうことですが、その辺の意図、意図ですね、政策的な意図について克明にひとつわかりやすく説明していただきたいというのが1点です。

それから、2点目には、いわゆるこの国保税の賦課に対しては、一応標準というか基準が昔から、いわゆる応能と応益と50%程度にしようと、こういう目標に立って今日まで税改正がされてきております。

そこで、今回の税改正に伴って、それがどういう状況になるのかという点もあわせ、質問をしたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） まず、資産割をなくした、この意図、それと近隣の状況との関連性についての質問についてお答えいたします。

今、33ページを見てご質問されました。この近隣の状況を言いますと、やはり郡内、小さい市町は資産割に頼って保険料を課税するという、こういった状況でございます。やはりこれは所得が少ないという状況があって、むしろ公平性が高い課税は資産割に課税をしたほうがいいんだろうという、こういった考えが1つあります。

ただ、都市部において、こういった資産割をなくしていく状況があります。具体的にいきますと、介護納付金については35市町ある中で、この表の中で介護納付金で資産割を入れているところが15市町あります。市町では2つの市、大体おおむね町は資産割を入れている、こういった状況がございます。それと、後期支援金もあわせて県内の状況を見ますと、後期支援金は35市町中11市がやはり資産割を入れてございません。

で、先ほども理由の1つとして年金収入者と無収入者が多いという、こういった状況でございますので、やはりこの辺の方から公平な形で課税をして、納めやすい課税額にするという、こういった部分を見ると、むしろ資産割を減らして所得割、いわゆる応益の部分は資産割のほうから所得割のほうへ移行するのが適当じゃないかということが判断であります。いわゆる課税をするについては、フローと固定、流れですね、流れ、所得の流れに課税する部分、いわゆる所得税関係ですね、こういったものと、資産に課税する部分と、こういった部分があるんですが、むしろ国民健康保険税、保険料については下田市の保険者の実態からいっても、資産割をなくしていく方向で進めたほうが納めやすいんじゃないかという、これが1点あります。ただし、医療分については引き続き資産割については課税をしてございます。

もう1点、資産割の弊害という部分が1点ありまして、よそに、よその市町で資産を持っている部分については捕捉ができていませんので、課税の対象になってございませんので、そういった部分もありますので、県内の状況も踏まえて資産割をなくしていくという、こういった部分で対応してきました。

それとあと、このことよってのいわゆる応益と応能割の率がどう変わったかといいますと、医療分については変わっていませんので、これは、ちなみに医療分を言いますと、一般の被保険者でこれはご説明いたします。所得割が38.8%、資産割が9.4%ですので、合計48.2%、あと均等割が35.4%、平等割が16.4%、こういった内容でございます、大体50、50に近いという、こういった内容でございます。

後期でございますが、所得割が今回の改正によりまして45.9%、いわゆる応益割が45.9%、残りが応能割という、こういった形になります。

介護につきましては、所得割は42.8%、残りの57.2%が応能、応益割という形になっております。

以上の内容でございます。

○議長（土屋 忍君） 14番。

○14番（大川敏雄君） 私もなるべく優しく、正しく、対応しようと思っっているんですが、今、説明ですと、今回の資産割を減額するというのは、むしろ東海道沿線の資料を参考にしたんだと、こういうのがずばりなんです。しかし、住んでいる住民からしますと、比較するのは、隣のまちは一体どうなっているんだと、これが大体通常だと思うんです。そういう意味では、この下田市と、それではこの周辺の地域の産業構造、あるいは人的な人口構成、高齢化が進む中でどれほど違っているんだと、恐らく共通していると思います、むしろ都市部よりは。そういう点において、若干違和感を、発想の違和感を感じます。

今、課長が説明した内容を言えば、下田市は去年はそういう理由でやったんですよ、下田市は、広域を中心に、先ほど説明いたしましたけれども、均等割と、いわゆる限度額を引き上げましたんです。それはなぜかといったら、ここに理由が明らかになっているんです。いわゆる24年度の場合にはなぜそうしたかという、国民健康保険者の総所得額が昨年比較しますと大幅に低下している状況にあり、均等割と同時に所得割を引き上げることは、これは所得がある世帯に負担が増大をすると、こういう理由なんです。資産割も同様な発想だと。つまりは、ついこの間は、やはり今、課長さんが言われた説明を説明していたの。ところが、今回は、いや、この資産割の削減については都市部を中心だと、比較だと、こういうことでありますが、今の説明だと、私もなかなか一般のこの伊豆の南伊豆にお住まいの住民からすると、ややこれは発想というか考え方に違和感が生ずるのではなかろうかと、こう思いますが、いかがですか。

○議長（土屋 忍君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） 33ページの表に基づいてご質問がありましたので、この資料をまず見ていただきまして、じゃ、下田の所得割が近隣と比べてどうなのかという、こういった部分でございます。実は、松崎等、河津、河津は今、この議会で改定の審議をしております。松崎はもう改定が終わっております、それ以前の、24年度の改定率になっています、河津と松崎は。ここが所得割だけを比べますと、南については2.0、松崎は所得割を見ますと、これはちょっと2%以下になっておりますが、もう議決されておりますので、お答えしても大丈夫だと思いますので2.3%という、こういった率になっております。河津も今後この辺についての見直しも入ってきているという状況でございます。

ですから、所得割だけを見ても、そんなに近隣と比べても突出して高くないと、なおかつ資産割がなくなっていると、こういった状況でございますので、この辺は近隣と比べても特に下田が突出して資産割の分を所得割で突出して高いというふうには、状況からしても言え

ないという判断で、こういった形をとらせていただきました。

[発言する者あり]

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

3番。

○3番（伊藤英雄君） 資産割を削除したよということについては、今、大川議員の質疑で大分明らかになったことと思います。

今回のこの改定で、実は私が一番違和感を感じたのは、運協の答申書であります。運協の答申書に要望事項が出ておるんですが、要望事項の2番は、「一般会計からの法定外繰入については、市の財政状況、市内の経済状況及び被保険者の負担等を考慮し、市民の理解が得られるよう慎重な対応をされたい」と。素直に言えば、法定外繰り入れは慎重にやりなさいよと、軽々にやるんじゃないよということであります。

この理由として、市の財政状況についてはいいんですが、「市内の経済状況及び被保険者の負担等を考慮する」というのがありますが、市内のいわゆる自営業者、正確に言えば国民健康保険の被保険者ですよね。だから、健康保険組合とか政府管掌の健康保険に加入している人から見れば、そのとおりなんですよね。だけれども、国民健康保険の被保険者から見れば負担が物すごく大きくなるよ。高齢者社会の中で年金生活者が増えていく、つまりは所得はどんどん減っている。にもかかわらず、医療にかかる人は増えるから医療費の負担はどんどんでかくなっていくわけですよ。そういう中で唯一の負担の軽減策があるとすれば、法定外繰り入れしかないわけなんですよね。だから、この運協では健康保険組合とか政府管掌の被保険者の意見は、ここで反映されているんだけど、肝心かなめの国民健康保険の被保険者の意見、あるいは彼らの利益を代弁する意見というのは一体あったのかなと。運協では一体、その国民健康保険の被保険者の利益、あるいは負担を軽減する、こういった意見はどんなふうな議論がされたのかお尋ねします。

○議長（土屋 忍君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） 今年度、23ページの概要の中でちょっとご説明したいと思います。

確かに、制度的には法定外繰り入れということをどのような形で取り入れるのかということとは、各市町の判断に任せられております。あと、法定の繰り入れがございますので、こういったものは当然制度ですので、当然入れられると。あと、法定外の繰り入れについては、各市町の判断に任せられている。

そして、こういった中でやはり2つの面が当然あります。国保の加入者から見れば、当然こういった市内の経済状況から見れば法定外の繰り入れを入れて、保険税の軽減に努めていただきたいという、こういった部分があります。片や、通常国保以外の納税者にとっては、やはりそういったものについては税金の二重になるんじゃないかという、こういった指摘もございます。そういった中で、今回、運協でもそういった議論があったわけですが、下田がどういった形で、じゃ、法定外を入れているのかという部分が、23ページの右側のページの年度間収支の状況でございまして、24年に1億900万円入れております。これは昨年、先ほど大川議員から言われました4.96%の値上げということで、全てを見ずに、ある程度一般会計から繰り入れて、全て保険者に帰するものではなくて法定外からの繰り入れをお願いしたという、こういった経過がございます。

今年は、やはりこの改定をしても、実は後期高齢者支援金については赤字基調になってございます。その分を3,508万3,000円という形の法定外繰り入れを入れてございます。こういったものを入れて、今回の改定率になってございます。

今後、法定外をどのような形で繰り入れるのか、財政当局及び議会の議論等踏まえまして、適切な形で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） よくわからなかったんだけど、国保の運協で出された答申を見ると、いわゆる国民健康保険の被保険者の意見というのが見えてこないわけですね。国民健康保険の被保険者以外の、いわゆる政府管掌の健康保険組合のご意見は、要望書の2項のそのとおりだと思うんですけど、その立場からいけば。だけれども、国民健康保険の被保険者の立場からいけば、昨年も値上がり、今回は資産割からの振りかえということだけれども、実質負担もやはり増える部分も出てくると。そういう中で、運協の中に国民健康保険の被保険者のいわゆる各被保険者が、利害代表者がここに参加しているはずなんですよね。したがって、国民健康保険の被保険者以外の方の利益代表という形であれば、要望書の2は当然出るよと。じゃ、国民健康保険の被保険者のその利を代表する意見、あるいはその立場から出た意見というのは運協の中ではどんなものが出ているのか、この要望書の第2項そのままではいけば、ないよと、もう下田市の国保はもう自主受益だと、もう国民健康保険の被保険者で全部賄ってやっていくべきだという意見だったのか、運協というところでは。では、運協の中でもこの要望書の2項では、最終的には2項で合意はしたけれども、運協の中には国民

健康保険の被保険者の立場からいけば、やはり法定外繰り入れも、やはり状況によっては考慮してほしいと、こういう意見も何もなかったのかどうかということをお尋ねしたい。

○議長（土屋 忍君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） 運協の議論でございますが、当然我々が説明しておりまして、法定外の繰り入れについての説明もしてございます。そういった中で、繰り入れについての質疑というのは、特に我々の説明だけでなかったわけでございます。ただ、答申を取りまとめるに当たって、会長からこういった部分が出て、会長からこういった意見が出まして、それが答申に反映されたという、こういった状況でございます。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑ありますか。

4番。

○4番（土屋雄二君） 私の場合は、昨年度保険をちょっと使わせてもらったもので、すみません。実は、一般質問等でもやってきたんですが、この医療費を抑制するためにジェネリックを使えということで、役所のほうで僕の言ったのは、国民健康保険証と同じ大きさの紙をビニールのケースに入れて窓口へ出せばジェネリックが使いやすくなると。それで、保険証と同じ紙まではつくってくれたんですけども、ビニールの袋がないもので、一緒に病院へ持ってきた人が、私が行く病院には1人もいないと、「土屋さん、あんただけですよ」と、それで自分はジェネリックの宣伝マンではないんですけども、やはり医療費を抑制していく方法として、健康な体をつくったり運動したり、医療の高度化等の問題もいろいろあるもので、すぐ解決はできないだけけれども、少しでもそういう努力をしてほしいと思う。

それで、例のこの保険のあれをやった答申書を出したところでは、そのジェネリック等の問題というのは語られませんでしたか。

○議長（土屋 忍君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） 今回の運協の中では、その議論は出なかったわけです。実は、その前々回、ちょっと時期は忘れたんですけども、昨年のときにやはりジェネリックの話が出まして、そのとき運協でジェネリックについての病院医師、運協は医療機関側と学識経験者がありまして、医療機関の中でも反対する方も実はいまして、この運協の中ではもう積極的に賛成をしていただいた経過がございます。

去年ですね、ジェネリックについてどういった対応したのかといいますと、実はジェネリックの差額通知を、今回、昨年度やってございます。いわゆるジェネリックの医薬品にすると、これだけ医療費が下がりますよという形の通知を出して、ジェネリックを推進するよう

な形で昨年度事業しておりまして、今年もジェネリックの差額通知、2回ほどやる予定で進めております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 4番。

○4番（土屋雄二君） 差額通知というのは何、どういうふうな配布の仕方をしたんですか。僕はちょっと見たことないんですけども。

それで、この間は半分まではやってくれたんですけども、そのビニール、それでビニールケースが必要だということ、それで、前に配布したジェネリックでお願いしますという、裏へ書いてね、やるのが、もう紛失して、皆さんないと思います。私、今日持ってくる予定だったんですけども、見本に、忘れちゃったんですけども、それがセットにならないと働かないんですよ。そうすれば、中に診察のカードも入れられるし、とても便利なんです。

○議長（土屋 忍君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） 差額通知は年に2回ほどやりまして、実際に診療月をちょっと何月かわかりませんが、2カ月ぐらいの診療月を抜き出しまして、その月の部分の差額通知、いわゆるジェネリックにするとこれだけかかりますよという部分を出しますので、全員に行くわけではなくて、差額通知が網にかかるというんですかね、そういった形の方に出しております。それが年2回あると。

それとあと、ジェネリックのカードについて保険証と一緒に、医師とか薬剤師がわかるような形で、今後対応していきたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 4番。

○4番（土屋雄二君） ぜひ、ジェネリックは効果があると思いますから、これからもなるべく宣伝をして、国保を値上げすると、みんな市民が大変ですから、そういう努力をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（土屋 忍君） 質疑の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、議第41号議案に対する質疑を続けます。

10番。

○10番（高橋富代君） 監査委員は黙っているということでしたが、公布前ですので、ちょっとご容赦いただきたいと思います。

4月18日に私と前議長の大黒さんと東海議長会に出席いたしました。そのときに、岐阜県が提出しました国民健康保険に対する国庫負担率の引き上げという意見書を採択し、5月22日の全国議長会で提案されたということになっております。これは多分、どこの自治体でも国保運営が大変逼迫しているということのあらわれであったと思います。

特会の原則といたしまして値上げはやむを得ない。税の公平性をという点では収納率を上げなくてはならない。この2点がやはり私たちに、いつも突きつけられている課題だと思うわけです。

今回の引き上げによりまして収納率はどのように変化をするのかなということが大変気になっているわけございまして、この国保税の引き上げによって全国平均で加入者の20.6%が滞納になっているということ、この東海議長会のほうでお話を伺ったわけございまして、そういうこともございまして、今回の引き上げによって収納率がどのように変化をするのか、また、期待される税収がどのくらいになって、それによって国保会計がどのように維持されるのかということをお話をいただきたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） 改定によって、税の収納がどういう方に影響するかということございまして。

今回の改定によりまして、1点は、今までよりも納付しやすい状況をつくり出すということが1つあります。具体的に、その1つとして、資産割を削ることによって所得割と均等割にすることによって、いわゆる無収入者とか年金者が多い、この構造的な問題を抱えている加入者の実態に合わせて、納めやすい納税課税率をつくっていくという、こういった部分があります。そういったことによって、まず1点、資産割をなくしていくという、こういった部分でございまして。それによって収納率がどのような形になるのかということございまして、そういったことを通じまして、実は収納率の関係は当初の86.7%、一般の部分ですが、これは変わらずに計上してございまして。ただ、退職のほうは95%の収納率を見込んでいまして、退職のほうについての収納率は上げております。ただ、納めやすいような納税率にするということございまして、少なくとも今年度、24年度の決算よりも上げるような努力は当然必要だというふうには認識しております。

この金額でございまして、説明資料の24ページでございまして。

ここに賦課総額の改定比較ということで載せてございます。これは24年中の所得が3月15日までに申告が終わっておりますので、そういった申告に基づいて今年度の課税実態に合わせて試算した結果がこういった状況で、24ページの右側の星印の賦課総額の改定比較ということでございます。現行の税率、これは調定の税率、調定というんですかね、賦課総額での比較でございますが、現行での税率でやりますと、医療分については当然改定をしてございませんので変更はありません。後期分につきましては、1,169万9,200円の増、介護分については445万8,700円の増でございます。総計で1,615万7,900円の値上げということで、総額では2.05%の値上げという、こういった内容でございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 税務課長。

○税務課長（楠山賢佐君） 収納率の関係でございますけれども、先ほど健康増進課長のほうから説明がありました、国保一般の現年度の徴収率は86.8%で算定されております。ただ、平成24年度の収納率の確定数値は作業中でございますけれども、速報値の欠損処分額等の算入前数値といたしましては、一般現年度課税で86.50%となっております。

また、国保退職の現年度徴収率は95%で算定しておりますけれども、同じく速報値の欠損処分額等の算入前数値といたしましては、退職現年度課税で96.23%となっております。一般、退職合わせました現年度課税の収納率は平成24年度、87.36%でございますけれども、平成23年度欠損処分額等の算入前数値が87.06%でございますので、前年度比較で0.3%の収納率のアップとなっている状況であります。ただ、そうは言いましても、滞納の繰り越しの分につきまして国保の運営協議会のほうでの答申でも指摘がありますので、今後も答申の趣旨を十分認識して、滞納繰り越しの解消に向けて引き続き、鋭意努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 10番。

○10番（高橋富代君） 今後のまた、委員会の中で審査をするような形になりますけれども、やはりこの引き上げということはどうしても収納率に影響がしてくるというのは、もうこれは全国的に決まりきっているというか、そういう傾向にあるというのは間違いないことでございますので、当局側がきちんとした形で試算をされているのだとは思いますが、払った方が、払った方だけが非常に負担を強いられるというこの状態は解消していかなくてはなりませんので、また、委員会審査のほうで少し議論をさせていただきたいと思っております。終

わります。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第41号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第42号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第42号 平成24年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（平山雅仁君） 議第42号 平成24年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてをご説明申し上げます。

議案件名簿の15ページをお願いいたします。

平成24年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金5,123万1,461円の全額を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

提案理由でございますが、平成24年度下田市水道事業会計決算に伴う純利益である未処分利益剰余金の全額を減債積立金に積み立てるためでございます。

条例改正関係等説明資料の34ページをお願いいたします。

未処分利益剰余金の処分に関する説明でございます。平成24年度下田市水道事業剰余金処分計算書（案）ですが、資本金の当年度末残高49億74万6,497円、資本剰余金の当年度末残高13億5,554万7,665円の処分はございません。未処分利益剰余金は当年度末残高5,123万1,461円で、全額減債積立金へ積み立て、処分残高が0円となるものでございます。

35ページをお願いいたします。

平成24年度下田市水道事業損益計算書でございます。当年度末処分利益剰余金5,123万1,461円は、1の営業収益と3の営業外収益、5の特別利益から2の営業費用と4の営業外費用、6の特別損失を差し引いた当年度純利益5,123万1,461円でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第42号 平成24年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い

い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

○3番（伊藤英雄君） すみません、最も重要な説明がなかったと思うんだけど、なぜ減債積立金に全額を積み立てるのか、つまり未処分利益の処分方法は幾つかあるわけですよ。その中で、なぜ減債積立金に積み立てるという方法を選んだのか。

○議長（土屋 忍君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平山雅仁君） 処分の方法でございますが、まず、これを処分せずにそのまま利益、繰越金という形で残すこともできます。それから、前年度欠損が出た場合、赤字になった場合はこれで補填をしなければならないという形もあるかと思えます。そのほかには、建設改良積立金等に積み立てることは可能であります。しかしながら、31億の今、借金が残っているという状況でございますので、その額に達するまで、一般的にはその額に達するまで積み立てなければならないというふうな形に、基本的な形がありますので、今回減債積立金にこれを全額積み立てるということをとらせていただきました。

○議長（土屋 忍君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） そうしますと、今後赤字は見込めないわけなんです、ある一定の額へ来たら、この減債積立金をもって借入金の返済を行う計画があるというふうに理解をしておよろしいでしょうか。また、その場合には、どの程度の金額になった段階で返済をしていくんだと、そういう返済計画みたいなものがあれば概略を教えてください。

○議長（土屋 忍君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平山雅仁君） これにつきましては、一応31億円というふうな起債残高があるということがありますので、これを解消するまで一応そちらのほうに積み立てる形になりますが、特にその中で必要とあらば、ほかの項目に、基金に積み立てるとかいうことも生じてくると思います。今現在そういう予定はございませんので、31億円の起債を返済するために、そこに積み立てていくという形をとらせていただきたいと思えます。

○議長（土屋 忍君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） 質問の意味をよく理解してもらえなかったのか、回答を理解できないのかわからないんだけど、31億の起債があるよと、当然その借金したときには返済計画ができてから、この31億円も返済予定がずっとつかれていると思うんだよね。それは毎

年度の予算の中で返済額として当然予算の中に組み込まれているわけだよね。だから、減債積立金で積み立てて返すというのは、通常はその返済計画外にもう早く返すよということのために積み立てるんだと思うんですが、だから、それがどのような、ただまあ、借金の額に返すのはわかるんだけど、全体としては、ただ幾らぐらいになったら返すんだと、早期返還ということになるんだらうと思うんだけど、そのところのめどというのかな、は幾らぐらいのものになったら返していくんだよとか、そういうめどがあるのかないのか。あれば教えてほしいと。ちなみに、減債積立金はこの5,100万を積み立てた後、幾らになるんですかね。

○議長（土屋 忍君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平山雅仁君） 投資的費用、資本的、4条の予算の中で不足する額を、この減債積立金で補填するという形をとらせていただいております。それで、この5,123万1,461円を積み立てたときに、減債積立金の残額ということですが3億2,320万6,928円という金額になります。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第42号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第43号及び議第44号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第43号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第3号）、議第44号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） それでは、議第43号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第3号）及び議第44号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について一括してご説明申し上げます。

ピンク色の補正予算書と補正予算の概要のご用意をお願いいたします。

初めに、議第43号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

6月の補正予算につきましては、その編成方針を、当初予算で想定されなかった事項で、緊急に対応しなければならないものに限ることと定め、予算要求の指示を各課にしたところであり、査定につきましてもこの方針により行ったところでございます。

経済・雇用対策としましては、新たな緊急雇用対策事業である起業支援型地域雇用創造事業分として4,044万4,000円を、また、防災対策事業で1,089万8,000円を中心に予算したところでございます。また、懸案である給食センター建設事業の準備の一環として、設計業務費等を予算措置をいたしました。

その結果、その他の経費を含め、歳入歳出にそれぞれ1億1,366万5,000円を追加し、総額をそれぞれ94億8,861万円とするものになったところでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成25年度下田市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,366万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億8,861万円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の2ページから3ページ記載のとおりでございます。

内容につきましては、補正予算の概要により、後ほど担当課別にご説明申し上げますが、ここで主なものについて簡単にご説明申し上げます。

まず、歳入では、14款国庫支出金は生活保護扶助費329万4,000円の減額を含み、その他と合わせて結果的に補正額は234万9,000円の減額。

15款県支出金は8,195万6,000円の増額でございますけれども、主なものとしましては地域防災対策費の補助金122万8,000円、老人福祉費補助金3,300万円、商工費補助金、これにつきましては先ほど申し上げました企業支援型地域雇用創造事業分4,044万4,000円を含み、4,060万4,000円、教育費としましては委託金44万8,000円の内容となっております。

18款繰入金1,100万円の増額は、財政調整基金からの今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

20款諸収入につきましては1,305万8,000円の増額となっておりますが、下田地区消防組合からの負担金の返還金分が346万6,000円、保護費の返還金が439万2,000円、自治総合センター等からの助成金520万円でございます。

一方、歳出でございますけれども、2款総務費は1,305万6,000円の増額で、主なものは防災対策事業として、先ほど申しあげました1,089万8,000円のうちの885万円を、それから、コミュニティ関係の助成金で380万円を、新庁舎建設基本構想・基本計画審議会委員報酬及び費用弁償の8万6,000円となっております。

3款民生費は3,983万2,000円の増額で、主なものは先ほど県の補助金で申しあげました、3,300万円の県の補助金を介護保険施設等対策事業における、地域密着型サービス事業者への補助金として支出するもの、民間保育所への補助金として458万1,000円、国民健康保険事業特別会計の繰出金として56万7,000円となっております。

4款衛生費は272万2,000円の増額で、主なものは、流行が懸念されます風疹の予防接種助成88万8,000円、これは新規の事業でございます。

5款農林水産業費は1,533万5,000円の増額で、主なものは、起業支援型地域雇用創造事業分として、間伐材等利用活性化促進事業委託ということで1,259万1,000円、そのほか森林整備地域活動支援事業補助金265万1,000円等でございます。

6款商工費は2,795万8,000円の増額で、いずれも起業支援型地域雇用創造事業分でございます。商工振興事業としまして、インキュベーター育成事業委託ということで842万9,000円、観光再生プロジェクト事業としては2つ事業がございまして、伝統芸能継承者育成事業ということで1,373万8,000円、世界一の海づくりプロジェクト推進業務委託ということで568万6,000円という内容でございます。

7款土木費は104万円の増額でございますが、都市計画総務事務の54万円と伊豆縦貫道建設促進事業50万円合わせての増額でございます。

9款教育費は1,285万3,000円の増額となっておりますが、主なものとしましては、小学校費に防災対策事業として204万8,000円、学校給食費に給食センター建設事業費で824万2,000円を措置してございます。

13款予備費は歳入歳出調整額86万9,000円でございます。

お手数ですが、補正予算書の1ページに戻っていただきまして、第2条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるということで、補正予算書の4ページをお開きください。

債務負担行為の追加は1件で、事項は給食センター建設工事設計業務委託料、期間は平成25年度より平成26年度まで、限度額は事業予定額1,861万6,000円の範囲内で給食センター建設工事設計業務委託契約を平成25年度において締結し、平成25年度予算計上額494万2,000円

を超える金額1,367万4,000円につきましては平成26年度において支払うものでございます。

それでは、補正予算の概要2ページ、3ページをお開き願います。

歳入でございますが、まず、企画財政課関係、18款2項1目1節財政調整基金繰入金2,100万円の追加は、先ほど説明のとおり今回の補正財源でございます。この措置によりまして、6月補正後の財政調整基金の残高見込み額は3億1,330万円程度となる見込みでございます。

20款4項4目16節雑入250万円の増加は、弥治川太鼓台修繕に係る自治総合センターコミュニティ助成金を受け入れるものでございます。

市民課関係、15款2項1目2節県費・地域防災対策費補助金122万8,000円の増額は、補正内容等記載の3つの事業に対する補助金でございます。20款4項3目2節一部事務組合過年度収入346万6,000円は、下田地区消防組合負担金返還金を受け入れるもの、20款4項4目16節雑入170万円は、自主防災組織育成事業として河内区の防災備品整備に対するコミュニティ助成事業助成金でございます。

福祉事務所関係、14款1項1目5節国庫・生活保護費等負担金329万4,000円の減額は、保護費の返還金の受け入れに伴うもの、14款2項1目4節国庫・生活保護費補助金94万5,000円の追加は、生活保護適正実施推進事業に対する補助金。15款1項1目4節県費・生活保護費負担金57万5,000円の減額は、先ほど同様、保護費返還の返還金の受け入れに伴う同様の理由によるものでございます。15款3項2目2節県費・生活保護費委託金10万9,000円の追加は、国民生活基礎調査事務委託金でございます。20款4項4目3節保護費返還金439万2,000円の追加は、医療扶助に係る医療機関からの診療報酬請求の誤りによる返還金でございます。

健康増進課関係、15款2項2目2節県費・老人福祉費補助金3,300万円の追加は、地域密着型サービス事業者への補助金の財源として補正内容等記載の県補助金を受け入れるものでございます。

産業振興課関係、15款2項4目2節県費・林業費補助金265万1,000円の増額は、森林整備地域活動支援事業補助金。ここで、4ページ、5ページをお開きください。15款2項5目1節県費・商工費補助金4,060万4,000円の増額は、まず、消費者行政活性化基金事業として16万円、それに新たな地域雇用としての起業支援型地域雇用創造事業、4事業分として4,044万4,000円を受け入れるものでございます。

学校教育課関係、15款2項2目3節県費・児童福祉費補助金449万1,000円の増額は、保育

対策等促進事業分として410万1,000円、待機児童解消特別対策事業分として39万円を受け入れるもの、15款3項6目1節県費・教育費委託金44万8,000円の追加は、防災キャンプ推進事業の委託金でございます。20款4項4目16節雑入100万円の増額は、下田小学校屋内運動場のトイレ洋式化工事にその費用の一部として、補正内容等記載の助成金を受け入れるものでございます。

次に、歳出でございますが、6ページ、7ページをお開きください。

企画財政課関係、2款1項7目0240地域振興事業380万円の増額は、弥治川の太鼓台修繕に係る自治総合センターコミュニティ助成金補助金の250万円及び地域生活環境整備事業補助金130万円、2款9項1目の0910電算処理総務事業377万8,000円の増額は、災害時に利用可能とするため、住民情報、固定資産税情報等の前日のデータを保持するサブサーバーを敷根プール内の施設に設置するための経費、13款1項1目予備費86万9,000円の増額は歳入歳出調整額ということでございます。

総務課関係、2款1項2目の0112職員研修事業32万円の増額は、一般財団法人・地域活性化センターが主催する第25期全国地域リーダー養成塾に参加するための研修旅費でございます。

施設整備室関係、2款1項15目0225新庁舎等建設推進事業8万6,000円の増額は、新庁舎建設基本構想・基本計画審議会の委員報酬及び費用弁償を増額するものでございます。

市民課関係、2款8項1目0861地域防災組織育成事業320万円の増額は、下田市災害用避難施設整備事業補助金3件分150万円及び河内地区自主防災会へのコミュニティ助成事業助成金170万円、2款8項1目0864防災施設等整備事業187万2,000円の増額は、東西本郷地区避難路整備事業として、小山田避難路整備工事を実施するものためでございます。

福祉事務所関係、3款2項1目1205高齢者生きがい対策事業3万円の増額は、静岡県シルバー人材センター負担金の増額、3款4項1目1750生活保護総務事務10万9,000円の増額は、国民生活基礎調査に要する経費、3款4項1目1752生活保護適正実施推進事業94万5,000円の増額は、本年8月から実施されます生活保護基準のうち生活扶助基準の見直しに係る生活保護システムの改修に要する経費、3款4項2目1760生活支援事業は、制度改正により「住宅緊急特別手当」から「住宅支援給付」と名称が変更されたことに伴う措置でございます。

健康増進課関係、3款2項6目1420介護保険施設等対策事業330万円の増額は、地域密着型サービス事業者に対して、施設整備費用及び開設費用の一部を補助するもの、3款7項1目1901国民健康保険会計繰出金56万7,000円の増額は、保険料軽減判定システムの改修に要

する経費の繰出金、4款1項2目2020予防接種事業241万1,000円の増額は、予防接種による医師謝礼等の支払い方法の変更に伴う増減と新たに風疹の予防接種に対する助成制度として88万8,000円を措置したもの、4款1項2目2022伝染病予防事業31万1,000円の増額は、新型インフルエンザ等感染症対策に要する経費でございます。

産業振興課関係、5款2項1目3350林業振興事業1,524万2,000円の増額は、起業支援型地域雇用創造事業分として間伐材等利用活性化促進事業委託1,259万1,000円の追加及び森林整備地域活動支援事業補助金265万1,000円の増額、8ページ、9ページをお開きください。5款4項1目3700水産振興事業9万3,000円の増額は、静岡県漁港漁場協会負担金が、平成24年度の事業費決定に伴い増額となったもの、6款1項2目4050商工業振興事業842万9,000円の増額は、これにつきましても起業支援型地域雇用創造事業分としてインキュベーター育成事業委託、6款1項3目4100消費者行政事業10万5,000円の増額は、消費者被害防止用啓発グッズ購入に係る経費でございます。

観光交流課関係、6款2項2目4253観光再生プロジェクト事業1,942万4,000円の増額は、起業支援型地域雇用創造事業2件分として、伝統芸能継承者育成事業委託1,373万8,000円、世界一の海づくりプロジェクト推進業務委託568万6,000円の追加でございます。

建設課関係、7款5項1目5150都市計画総務事務54万円の増額は、都市計画マスタープラン見直しに係るまちづくり懇話会の開催回数の増によるもの、7款5項2目5180伊豆縦貫道建設促進事務50万円の増額は、伊豆縦貫自動車道都市計画案決定支援業務委託の経費でございます。

学校教育課関係、3款3項4目1600民間保育所事業488万1,000円の増額は、待機児童解消特別対策事業費補助金78万円及び民間保育所保育士の処遇改善に係る保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金380万1,000円及びその事務費30万円の追加、3款3項10目1749子ども・子育て支援事業30万円の増額は、子ども・子育て会議開催に係る委員報酬等、9款2項1目6050小学校管理事業160万円の増額は、下田小学校屋内運動場トイレ洋式化工事に係る経費、9款2項2目6092防災キャンプ推進事業44万8,000円の増額は、朝日小学校のほうで予定されております、防災キャンプ実施に要する経費、9款7項1目6800学校等給食管理運営事業94万5,000円の増額は、下田小学校給食室調理用備品の購入、9款7項2目6801給食センター建設事業824万2,000円の増額は、給食センター建設に向けて、測量業務委託130万円、地質調査業務委託200万円、設計業務委託494万2,000円を追加いたしました。

なお、設計業務委託につきましては、補正予算書1ページ及び4ページにより説明しまし

たとおり、債務負担行為により実施するところでございます。

生涯学習課関係、9款5項4目6500芸術文化振興事業13万3,000円の増額は、下田市文化財保護事業補助金でありまして、蓮台寺天神神社境内にあります文化財収蔵庫の修繕事業に係る補助金、9款5項5目6550公民館管理運営事業119万3,000円の増額は、稲生沢公民館2階の空調機の修繕料、9款6項1目6700保健体育総務事務29万2,000円の増額は、市内小中学校7校のグラウンドに設置してございます夜間照明設備の点検委託業務でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第43号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第44号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、国民健康保険税条例の一部改正に伴うものでございます。

補正予算書の57ページをお開きください。

平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億519万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,419万円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の58ページから59ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要10ページ、11ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項1目1節一般被保険者国民健康保険税医療給付費分現年課税分から1款2項1目3節の退職被保険者等国民健康保険税介護納付金分現年課税分までの増減は、国民健康保険税条例の一部改正を前提に保険税を算出した結果に基づくものでございます。

3款2項1目2節国庫・特別調整交付金338万1,000円の増額は、保健指導事業に係る特別調整交付金、5款1項1目1節前期高齢者交付金93万6,000円の減額は、社会保険診療報酬支払基金からの確定通知によるもの、9款1項1目2節事務費等繰入金56万7,000円の増額は、保険料軽減判定システムの改修に要する経費の一般会計からの繰入金、10款1項1目1節繰越金は8,840万円の増額を見込むもの、11款4項5目1節老人保健拠出金精算金2万

2,000円の減額は、これも社会保険診療報酬支払基金からの確定通知によるものでございます。

補正予算の概要12ページ、13ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目8300国民健康保険総務事務62万9,000円の増額は、レセプト点検手数料及び保険料軽減判定システム改修に要する委託費、3款1項1目8430後期高齢者支援金857万2,000円の減額、同2目8435後期高齢者事務費拠出金1,000円の増額、4款1項1目8445前期高齢者事務費拠出金6,000円の増額、同2目8440前期高齢者納付金12万1,000円の減額、5款1項2目8455老人保健事務費拠出金3,000円の減額、6款1項1目8460介護納付金303万2,000円の減額、これらは社会保険診療報酬支払基金からのそれぞれ確定通知による納付金額の決定に基づくものでございます。

8款1項1目8485健康管理普及事業338万1,000円の増額は、生活習慣病の一次予防を重点とした保健指導事業業務の委託、9款1項1目8490国民健康保険診療報酬支払準備基金7,000万円の増額は、同基金への積立金、11款1項3目8530国民健康保険償還金事務1,791万4,000円の増額は、前年度の退職者医療・療養給付費超過交付金291万4,000円及び一般医療・診療給付費超過負担金1,500万円の返還金、12款1項1目予備費2,498万7,000円の増額は歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございましたが、議第43号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第3号）及び議第44号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 議第43号及び議第44号について当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第43号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。1番。

○1番（竹内清二君） 一般会計のほう、歳入、補正予算のほうで、歳入のほうで県費のほうで起業支援型地域雇用創造事業ということで4,044万4,000円ついてございます。この内訳が農林関係と商工関係、観光関係ということでそれぞれの項目で拠出をされていると思うんですが、まず、各項目ですね、間伐材等利用活性化促進事業委託、あるいは森林整備事業委託、インキュベーター育成事業委託、伝統芸能及び世界一のプロジェクトということでのそれぞれの実際、下田へどのような形で事業が行われるのか、あるいは事業委託先がもしございましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） 起業支援型地域雇用創造事業についてのご質問でございます。

今回、産業振興課のほうと観光交流課で、それぞれ2事業ずつということで4事業を予定しておることによる収入、支出でございます。

まず、起業支援型地域雇用創造事業について概要を説明させていただきます。

この事業は、国の平成24年度の第4次になりますか、最終の緊急経済対策補正予算ということで創設された事業でございます。基本的には緊急雇用の一つの形でございますけれども、地域に根差した事業の起業、事業を起こす起業の支援による雇用の受け皿の創出拡大と継続雇用につながる事業の創設が目的とされております。

この事業の特徴は、今、行われております、今まで行われてきました緊急雇用の形と少し違いまして、事業を起こして10年以内の若い会社や法人、団体等を支援することによる雇用の拡大を目指すものでございます。これは国の、県のほうの基金造成が伴うということで、今回基金の準備が県のほうで整ったということでございますので、この6月定例議会において補正予算として審議をお願いするものでございます。

それで、私のほう、産業振興課2件ございますので、まず、産業振興課のほう、後ほど観光交流課のほうで説明あると思いますが、まず私のほう、2つの事業の概要を説明させていただきたいと思います。

まず、林業関係の起業支援型地域雇用創造事業の分の間伐材等利用活性化促進事業委託1,250——これ支出のほうの説明でございますが、1,259万1,000円を予定させていただいております。起業支援型地域雇用創造事業を活用しまして、起業10年以内の民間事業者へ委託するというので、これは市内ですと限られてしまいますので、いなくさ林業を今、予定しております。一応これで4名を雇用する予定でございます。林野部門を担う人材を育成し、雇用を創出することを目的としておりまして、内容につきましても、これから詰めてはいくんですけれども、主に分収林、民有林を人材育成を目的として研修化しようとするということになりますけれども、基本的には林業関係の森林作業を行っていただくことになります。枝払いや下草刈り、間伐、除伐、それから、材の運び出し等、そういったことで技術を身につけていただくということで将来の、一応1年間ということで、この7月、8月から雇用を始める予定でございますが、26年度にまたがって1年間という予定になっております。

ということで事業費については、今回1,259万1,000円の支出でございますが、実際には1,800万円弱のトータルの事業費等を予定しております。これについては、当然生産が伴い

ますので変わってくると思いますが、大体年間総事業としては1,800万円弱を予定しております。

また、森林作業を行うことはもちろんなんですが、やはり除間伐材の利活用ということを考えておりました、木の親しみやすい特性を生かした、これは2年前にも類似のものを行ったんですが、ベンチ、テーブル、評判がよかったということで、これについてはさらに追加をさせていただきたいと、こういったものの作製をお願いするということと、花いっぱい運動に利用するハンギングバスケット等、頑張ってもらっていただいた市民の方々がいらっしやいますので、そういったもののスタンドの作製もお願いしたいなということで、そういったものの製作と設置も考えております。

場合によりましては、今、防災のほうでもいろいろ自主防災等で簡易避難路等、ご自分たちでつくったりされているという話も聞いておりますので、そういったものの間伐材で利用もできるんじゃないかなということで、そういったものの材料の提供もできるのかなというふうに思っております。そういう意味で、安心・安全で、かつ木がまちにあふれるということで癒されるまちづくりといえますか、そういったことも考えております。

次に、商工関係のほうの、やはりこれも起業10年以内のまちづくりや地域振興に実績のある団体、法人等へ委託するというので、新規に今のところ2名を予定しております。これについては、まだはっきりしておりませんが、NPO法人等を予定しているところでございます。

内容につきましては、店舗や事務所において店舗の運営や事務経理等を経験すること、それから、運営に対する企画等を勉強していただくということで、まず、実務を学んでいただくこと。それから、講師を招き、研修も受けていただくようなことによつて、この1年間でどのくらいのノウハウが持てるかどうかというのは、まだこれから雇用する、応募してきていただいて、採用された人間の人材能力によりますけれども、そういった意味で新規に会社等を運営するための知識、ノウハウを持ってもらいたいというふうに、この辺は期待しているところでございます。

そういうことで、これらの経験をもとにビジネスプランを作成したり、ご自分で独立、開業準備等を実際に体験していただくということで、目標としては起業の支援ができる人材、ご自分でももちろん起業されても構わないと思いますけれども、起業支援ができる人材を育成することが目的でございます。一応予算的には、今年度事業として842万9,000円、同額お願いしておりますが、総事業費としては1,146万円を見込んでいるところでございます。

産業振興課のほうとしては以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 観光交流課長。

○観光交流課長（稲葉一三雄君） それでは、観光交流課のほうであります伝統芸能継承者育成業務委託でございますが、こちらにつきましては存続が危ぶまれております下田温泉芸妓を育成し、観光活性化を目指すものでございます。

その内容でございますが、委託先といたしまして、下田伝統芸能保存会や市内団体、各種団体の支援を受けて新規に開業しました桝屋を予定しております。事業期間につきましては、雇用から26年3月までの間、4名の芸妓見習い希望者を雇用し、下田芸妓の伝統を引き継ぐために必要な知識や日舞、三味線、笛、太鼓などの技術習得及び研修機会を提供するとともに、観光宣伝業務等での活用を予定しております。

この事業につきましては、平成23年10月から3月までの6カ月間、24年4月から24年9月までの6カ月間、これまでも緊急雇用制度を活用して実施してまいりましたが、その後、制度が切れたということで、昨年、24年12月の補正で100万円を下田伝統芸能保存会に補助して継続、つなげてきたものでございます。

今回のこの起業支援型につきましては、過去雇用した方も雇えるということでございますので、何とか4名の見習いを今後も募集して継続していくことを予定しております。

世界一の海づくりプロジェクトでございますが、こちらはこの4月に策定しました下田市観光まちづくり推進計画にあります、優先プロジェクトということで世界一の海づくりプロジェクトが記載してありますけれども、それを推進するために雇用するものでございます。

その内容でございますが、委託先としまして、道の駅を管理します株式会社アドミニスター、こちらを予定しております。こちら起業10年以内ということですので、こちらが該当するというので、もう内容的には詰めているところでございます。事業期間でございますが、こちら雇用から平成26年3月までの間、2名の雇用を予定しております。業務内容でございますが、自然体験活動推進協議会の再編成、活動環境の整備及び参画団体の連絡調整業務、1点目としてそういうことです。それと、下田の海をテーマとする情報発信業務、それとあわせてジオサイト情報の案内業務等も実施していきたいと考えております。

なお、この制度は1年間の雇用が認められておりますので、この12カ月ということで、今回は3月で切れますけれども、26年度においても継続雇用、そういったものを予定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） よろしいですか。

14番。

○14番（大川敏雄君） 1点だけ質問させていただきたいと思います。

なお、これは総務文教の所管のテーマでございますので、基本に係ることだけ質問させていただきます。

今回この補正で給食センターの建設工事の設計業務、これが債務負担行為で25年、26年の2カ年で事業予定額が1,861万6,000円というのが計上されました。この実施設計の金額と実は総務文教委員会は昨年3月に委員会協議会において、この下田市立給食センターの建設基本計画の概要について説明を承りました。

そこで、まず第1点目は、少なくともこの1,861万6,000円という設計委託の金額であります。一般的にこれのいわゆる計算のベースになるのは、概算で建設工事が総体的に幾らだと、これに対して大体何%の設計業務がかかると、こういうような形で、多分この数字が出ているんだろうと推測します。

そうしますと、当時説明聞きましたのは、建設工事が8億2,100万と、こういう数字で説明がされました。当時の委員会の皆さんから総合計画では約5億円ではなかったかと、大変に3億——2億9,000万も多い、こういう点について、いわゆる全体の建設工事の見直しが必要だと、いわゆる基本計画の基本的な見直しをした上で実施設計をすべきだと、委託をすべきだと、こういう提言がされているわけですが、まず、この基本計画の当時の説明の建設工事の概略の内容について、どのような見直しがされているかを1点質問いたします。

それから、2点目には、この建設計画は当初、当時の計画、あるいは総合計画のこの計画では平成26年4月にオープニングすると、こういう計画でございました。当然それは無理だということで今日ですね、これからいわゆる実施設計の業務委託をする場合に、どういう建設的なスケジュールをお考えになっているのか説明いただきたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 質疑の途中ですが、ここで休憩したいと思いますよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ここで10分間休憩します。

午後 1時59分休憩

午後 2時 9分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） それでは、給食センターの設計業務委託契約ということでございますが、債務負担行為を設定させていただきまして、今年度と来年度1,861万6,000円ということでございます。今年度中につきましては、平成23年度に策定いたしました基本計画、そちらをもとに基本設計を実施いたしまして、来年度実施設計を行うものでございます。今年度の基本設計分について494万2,000円、それから、実施設計につきまして1,367万4,000円を予定しているところでございます。こちらも実施設計の算定ということでございますが、算定の算出の方法でございますが、大川議員もおっしゃったように工事費ということで算出しているというものではございませんで、構造、鉄骨づくりを予定しておりまして、2階建て、それから、面積というようなことで、構造、面積、用途をもとに積算していると、それにあわせて人件費を算出しているというものでございます。

あと、予定でございますけれども、総合計画上、平成26年度運用開始というような形できていたわけでございますけれども、今年度基本設計、それから、地質調査、それから、地形測量を行うというような予定でございます。それから、来年度の予定でございますけれども、現在のところ、その残りの実施設計を行いまして、建設予定地でございます浜崎幼稚園の解体を行うと。平成27年度に本体工事を行いまして、その他備品、車両等を整理いたしまして、平成28年度に開設したいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第43号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、人件費については総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第44号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

14番。

○14番（大川敏雄君） 今回の国保関係のこの本算定に基づく補正の本年度の予算を見ますと、まず、基金の支払準備金のこの積み立て金額ですが、平成24年3月の監査委員のこの収支状況調査を見てみますと5,000万円、24年度に積み立てがされております。それに加えて今回7,000万積み立てをしようと、こういうことで、当時100何万ありましたから、僕の計算だと1億二千何百万と、これが現在高だと理解をしておりますけれども、これはそういう理解でよろしいかどうかを第1点目。

それから、今回の予算見てみますと、基金積み立てはこの昨年度の本算定と比較すると約2,000万増えていますね。昨年は5,000万だったんです。今年は7,000万。しかも、予備費は、これは今回非常に政策的な面も含んでおりますけれども、たらふく予算を計上を補正しております。そういうようなことで大変聞きづらいこととございますけれども、本年度のこの国保財政の内容は昨年と比して大変内容がよくなっていると、こういう理解をしてよろしゅうございますか。

○議長（土屋 忍君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） まず、基金の状況でございます。

まず、基金の状況が大川議員のおっしゃったとおり、積み立て、今年度7,000万円でございます。24年度末の決算、これから9月に向けて報告するわけでございますが、5,000万円積み立てしております。23年度末は、ほとんど空の状況でございますして179万7,788円でございます。これで24年度の5,000万を足しまして5,179万7,788円で、今年度末の予定でございますが、7,000万円を積み立てますと1億2,178万7,788円ということになります。まず、これが1点目の質問に対する回答でございます。

次に、今年度の国保の状況が、収支の状況がどうかということでございますが、先ほど説明の中でのページでいいますと、概要の23ページに、ここに記載してございますが、国保税率改定の概要ということで、今年度の見込みでございます。ここに先ほども条例改正の中で説明したわけですが、年間収支の状況ということでございます。この中で、今年度の収支についてですが、大きな要素として繰越金を2億6,514万3,225円入っているという、こういった状況と、法定外の繰り入れ3,580万3,000円を入れている状況でございますので、いずれにしても厳しい状況には変わらないという、こういった状況でございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 14番。

○14番（大川敏雄君） 基金の積み立ては私の認識でいいということですが、今回のその国保税の改定の一番の、これは昨年もそうだったんですが、いわゆる実質単年度収支の均衡を図ろうと、こういうのが大前提なんですね。そういう視点からすると、昨年度より本年度のほうが、すれば繰り越しもありますよ、内容は改善されていると、こう理解するのは自然じゃないでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） 特別会計ですので、実質単年度収支を均衡に持っていくというのが、これが大原則でございます。ただ、今回そこまでの値上げということは想定しておりませんでして、いわゆる前年度の繰越金があったり、こういったものがありますので、そこまでいっておりません。ですから、そういった中での今回の税率の改正ということでお願いしてありますので、実質単年度収支がこの均衡を図るのは大前提でございますが、繰り越しとかありますので、そういったものを入れながらも均衡を図っているという、こういった状況でございます。

〔「ほぼわかりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第44号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

○議長（土屋 忍君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会します。

なお、21日、24日はそれぞれの常任委員会の審査をお願いし、22日、23日は休会とし、25日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、各派代表者会議を10分間ほど休憩しまして2時30分より第1委員会室で開催いたしますので、代表者の方はご参集のほどよろしくお願いいたします。

ご苦労さまでございました。

午後 2時18分散会